

私幼第 18062 号

平成 18 年 6 月 21 日

都道府県団体長 様

全日本私立幼稚園連合会

会 長 三浦 貞子

政策委員長 藤本 明弘

認定こども園に関する各種ご連絡

さて、認定こども園に関する法案等につきましては、先に全日私幼連 F A X 速報（6 月 9 日付、No.115 号）でお知らせしたとおりですが、今後、各都道府県で条例などが整備される前に地元私学担当部局、教育委員会、都道府県議会との早急な協議が極めて重要です。つきましては、今後の対応のポイントを別紙のとおりご連絡いたします。

あわせて、東京都私立幼稚園連合会の例（2 枚）と、文部科学省からの 6 月 16 日付文書（6 枚）もあわせて送付いたしますので、お目通しいただき参考にしてください。

なお、6 ページから 11 ページの「認定こども園制度に関する照会」についての、詳しい内容等につきましては、文部科学省幼児教育課へ直接お問い合わせください。

（文部科学省幼児教育課 ☎03-6734-2373）

以 上

* 本紙を含めて 12 枚 お送りいたします

★認定こども園にかかる今後の日程の見通し

- 6月9日 認定子ども園法案が原案どおり成立
(附帯決議・衆議院5項目、参議院12項目)
- 6月28日 文部科学省が都道府県の担当者を招集して説明会を開催(予定)
(説明会后、文部科学省が都道府県へ通知を发出する見込み)
- 7月 地元の都道府県との協議で非常に重要な時期
- 9月頃 定例県議会で条例案を検討(見込)
条例に基づいて都道府県の認定基準を策定
(条例は大綱的に、具体的な内容は“規則”で定めることが予想される)

★4類型に対する誤解にご注意を

認定こども園には、①幼保連携型 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型の4つの型があります。

①幼保連携型にかかる誤解

- ・幼稚園が保育に欠ける子どもを10人以上受け入れるならば、それを保育所として認可するという規制緩和条項がある。

↓

- ・この形は4つの類型の中の、①幼保連携型
(幼稚園が10人以上で保育所設置の認可を受けることになるので、幼稚園の認可があつて保育所の認可もあるので、これは①幼保連携型)

④地方裁量型にかかる誤解

- ・このケースでは、行政側でも誤解が生じる可能性がある。④地方裁量型は、幼稚園の認可もない、保育所の認可もない、どちらの認可もないことがポイント。
- ・例えば保育所の認可があつて、それに無認可の幼稚園をくっつければ、④地方裁量型ができると、誤った判断をする行政が出てくることも予想される。
(この例は、④地方裁量型に該当しない。これは③保育所型になる)
- ・④地方裁量型は、幼稚園の認可も保育所の認可もないということ。認可が無いものをどうやって規制するのかという問題が予想される。

★東京都私立幼稚園連合会の事例

知事宛に、教育委員会と私学部（私立幼稚園担当）と私立幼稚園代表者を含む協議の場の設置を要望するという要望書を提出。すでに私学部との間に公式な協議を2度開催。行政側は、保健福祉部と教育委員会と私学部の3者でプロジェクトチームをつくり、すでに2回会合をもっている。

ともすると保健福祉部と教育委員会の連携が中心となり、私学部が置いてきぼりになるケースも予想される。私立幼稚園側は、私学部と協議を進めることになるが、あわせて教育委員会にも一定の働きかけをして、保健福祉部と教育委員会のみで検討をすすめることにならないようにする注意が必要。

★最も重要なことは理念

認定こども園の理念は、すでに「審議のまとめ」と「最終報告」という2つの公式文書の中で明らかに定められている。

重要なポイントは2点。①幼児教育重視の視点 ②子どもの最善の利益の観点。

これが明確に位置付けられるならば、ここから先の問題への対応の仕方は比較的やり易くなると思われる。

幼児教育重視の観点と、子どもの最善の利益の観点から、例えば極端な長時間開所とか、幼児教育の質が担保できないというような④地方裁量型への歯止めも理念の観点から詰めていくことが重要。

★私学担当部局、教育委員会、議会との折衝を並行して

条例の検討段階から、私学担当部局との折衝、教育委員会との折衝、都道府県議会との折衝を同時並行的に進めていく必要がある。【極めて重要】



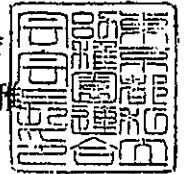
都私幼連第 18039 号

平成18年6月6日

東京都知事 石原慎太郎 様

東京都私立幼稚園連合会

会長 清水博雅



「認定こども園」に関する協議の場の設置について

《要 望》

「認定こども園」については、現在国会において「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」が審議中であり、本年6月には法案成立の見込みと伝えられております。法案成立後直ちに国は「認定こども園」についての認定基準を定め、都道府県に対して具体的な認定基準の策定を求めると伺っております。したがって、この件は、東京都における公私立の幼稚園と保育所とを通じた緊急の課題となっております。

東京都の認定基準を策定するに当たっては、子どもの最善の利益を第一に考えるという、「認定こども園」の理念が真に生かされる仕組みを作り上げることが、都民の期待に応えるものと考えます。

つきましてはこの件に関して、東京都教育委員会、私学部、私立幼稚園の代表者を含む協議の場を至急設置していただきたくお願い申し上げます。

なお、協議すべき事項につきまして、当連合会の考えを別紙に取りまとめましたので資料として添付いたします。

平成18年6月6日

(都私幼連平成18年5月11日決定)

「認定こども園」に関する都の認定基準策定について
《要 望》

○理念について

- ・子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考える。
- ・施設の新設ではなく、既存の幼稚園と保育所との活用を考える。

○基本的機能について

- ・保育に欠ける、欠けないで区別しない教育・保育の機能。
- ・在宅の子育て支援の機能。
- ・親の子育ての肩代わりではなく、親の育児力向上を図る機能。

○対象者と利用形態について

- ・小学校入学前の親と子とを対象とする。
- ・全体として8時間程度を限度とする教育・保育を提供する。
- ・0～2歳児についての親子登園や教育相談を実施する。
- ・保育料の設定方法。

○その他の課題

- ・企業における働き方の見直しの推進。
- ・無認可施設の取り扱いについて。
- ・適正規模・適正配置の確保。
- ・公立施設と私立施設との保育料等の格差解消。
- ・東京都における認定こども園に対する財政支援のあり方
- ・障害児の受け入れに対する配慮
- ・教育施設としての質の担保
- ・東京都教育委員会、私学部が関与する仕組み



事 務 連 絡
平成18年6月16日

全日本私立幼稚園連合会 殿

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

日ごろから、幼児教育行政の推進につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」につきましては、6月9日に参議院で可決成立し、現在10月1日の施行に向けて準備を進めているところです。

6月28日には、地方自治体の幼稚園・保育所関係担当課長等を対象に、認定こども園制度に関する説明会を開催する予定です。

これまでに、各都道府県担当者から寄せられた認定こども園制度に関する照会のうち、主なものに対する現時点での考え方については、別添のとおりですので、ご参考までにお送りいたします。

引き続き、幼児教育行政の推進にご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

	質問内容	回答
(認定基準)		
1	国が認定基準に関する指針を示す趣旨は何か。	国としては、認定こども園における業務の質の確保の観点から一定の指針を示すものであり、都道府県においても、同じ観点からこの指針を参酌して認定基準を設定していただくこととなる。
2	認定基準に関して国が定める指針はいつ頃示されるのか。	法案成立後速やかにお示ししたい。なお、国の指針については、本年3月の総合施設モデル事業評価委員会の最終まとめを踏まえて定めることとしている。
3	議会の日程との関係から、条例で定める認定基準の策定が10月1日に間に合わなくても良いか。また、この場合におけるモデル事業のつなぎ措置はどうか。	可能な限り10月1日までに策定して頂きたいが、都道府県議会の日程も考慮しつつ、遅くとも秋の議会においては制定して頂きたいと考えている。この場合、モデル事業については、秋の議会における条例策定時までは国としての財政措置を行う。
4	認定基準は、国の指針を参酌して都道府県の条例で定めることとされているが、地域の実情に応じて指針より厳しい基準とする、あるいは必要な項目を加えることは可能か。	可能である。
5	認定基準を都道府県の条例で定めることとする趣旨は何か。	幼稚園や保育所の認可については、国が最低基準を定めているが、今般の制度において国が示すのは参酌基準であり、都道府県ではこの基準より厳しい認定基準も、緩やかな認定基準も設定することが可能であることから、当該基準の策定に際しては議会における十分な議論を経ることが適当であると考えている。
6	認定基準において、地方裁量型を除外することは可能か。	法律上認定対象とされている認可外保育施設を一律に除外する認定基準を定めることはできないが、例えば認定基準を幼稚園・保育所の認可基準と同等に設定することにより、結果として認可基準を下回る施設が認定を受けられないことはある。
7	子育て支援事業についても、認定基準に関する国の指針を定めると理解して良いか。	貴見のとおり。
8	法案に法定受託事務は存在するか。	存在しない。
9	認定権限の一部を政令市に委任することは可能か。	認定権限の委任はできない。
10	認定権限について大都市特例の適用はあるか。	認定権限について、大都市特例の適用はない。
11	都道府県認定事務に係る経費について国の財政措置はあるか。	特段の財政措置は講じていない。
(類型)		

12	<p>「幼保連携型」及び「保育所型」の「保育所」は認可保育所、「幼保連携型」及び「幼稚園型」の「幼稚園」は認可幼稚園と理解してよいか。また、「幼稚園型」「地方裁量型」の「保育所機能」は認可を受けていない保育所的な事業、「保育所型」「地方裁量型」の「幼稚園機能」は認可を受けていない幼稚園的な事業と理解して良いか。</p>	<p>前段については、貴見のとおり。 後段については、正確には法案3条1項1号及び2号をご覧いただきたいが、「幼稚園型」「地方裁量型」におけるいわゆる「保育所機能」及び「保育所型」「地方裁量型」におけるいわゆる「幼稚園機能」は、それぞれ保育所認可を有することなく、満3歳以上の保育に欠ける子どもに対する保育を行う機能及び幼稚園認可を有することなく、満3歳以上の子どもに対し学校教育法78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う機能をいう。</p>
13	<p>第3条第1項の認定はいわゆる「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定に対応し、第3条第2項の認定はいわゆる「幼保連携型」の認定に対応すると解してよいか。</p>	<p>貴見のとおり。なお、幼稚園と併設の認可外保育施設が一体の運営を行う場合、幼稚園と認可外保育施設の連携施設として第3条第2項の規定による認定の対象となるが、いわゆる「幼保連携型」として財政措置の特例の対象となるものではない。</p>
	<p>幼保連携型の場合、従来どおり幼稚園籍、保育所籍の子どもの合同保育となるのか。</p>	<p>貴見のとおりであるが、認定こども園としての一体的運営に配慮し、教育・保育の全体的な計画の策定等が必要となる。</p>
15	<p>幼稚園、保育所の認可と認定こども園の認定は別であり、「幼保連携型」の認定こども園の認定の前提は幼稚園、保育所のそれぞれの認可があると解してよいか。</p>	<p>貴見のとおり(幼稚園、保育所の認可申請と、認定こども園の認定申請を同時に行う場合はある)。</p>
	<p>幼保連携型の認定こども園における少人数の幼稚園の認可についてはどのような検討が必要か。①幼稚園と保育所の合計定員は現在の幼稚園認可基準で良いのか、60人とする必要はないのか。②保育所の0～2歳児も合計定員に入れて判断すべきか。③定員でなく、学級数の下限を決めている場合はどのように対応すべきか。</p>	<p>「幼稚園と保育所の合計定員が60人に達する場合、保育所の定員が10人でも保育所認可を行うことを認める」今般の保育所認可定員に関する国基準の緩和は、地域の多様なニーズへの柔軟な対応を可能とする観点から保育所認可権者の裁量を拡大するものである。</p> <p>国としては10人程度の保育所と同様に10人程度の幼稚園に対するニーズも存在すると考えているが、幼稚園の認可基準も最終的には都道府県の判断事項であり、幼保連携型における幼稚園の認可定員の下限及びその条件については、今回の保育所認可定員に関する制度改正の趣旨を踏まえつつ、幼稚園、保育所いずれからの移行も実質的に排除されることのないよう適切に判断していただくこととなる。</p> <p>なお、②や③といった詳細については、以上のような基本的考え方を踏まえ、法案成立後なるべく早期に示すことを考えている。</p>

17	<p>幼保連携型の認定こども園における少人数の幼稚園の認可に関し、こうした小規模な幼稚園については幼稚園設置基準の施設設備基準の適用除外となるのか。</p>	<p>幼保連携型の認定こども園の幼稚園及び保育所に関する施設設備基準については、幼稚園・保育所各々にそれぞれの基準を適用するのではなく、共用部分については一体のものとして適用することを認める予定である。例えば幼保連携型の幼稚園部分が小規模な幼稚園である場合、幼稚園の施設設備基準は、保育所を含む施設全体について、保育所児と混合で編制した学級の数に基づき適用することを認める予定である。また、教育・保育の質の確保に配慮しつつ、既存施設からの転換が困難とならないようにする方向で一定の措置を講じることを検討している。</p>
18	<p>認定こども園の認定に際して、私立学校審議会の意見聴取は必要か。保育所を設置する社会福祉法人が幼保連携型となるべく幼稚園認可を取得する場合はどうか。</p>	<p>認定こども園の認定に際して私立学校審議会の意見聴取は不要であるが、幼稚園の設置認可に際して、学校法人立であれ社会福祉法人立であれ、私立学校審議会の意見聴取を要することは従来と同様である。</p>
19	<p>幼稚園型における0～2歳児の預かりは、子育て支援事業に位置付けられるのか。</p>	<p>1日4時間以上、週5日、年間39週以上、施設において保護者と離れることを常態としている場合には、保育が実施されているものとして、幼稚園の子育て支援事業ではなく、幼稚園に併設された認可外保育施設における受入れと整理される。この場合には、幼稚園と当該認可外保育施設とが一体として、法案3条2項に基づく認定を受けることになる。</p>
20	<p>幼稚園型の場合における0～2歳児の籍はどうなるのか。</p>	<p>0～2歳の子どもに関して幼稚園の籍はない。0～2歳児に対する保育を行う場合には、幼稚園併設の認可外保育施設における受入れと整理され、子どもは認可外保育施設に籍をもつこととなる。</p>
21	<p>幼稚園型の認定要件として第3条第1項第1号において「～当該教育のための時間の終了後、～保育を行うこと」と規定されているが、始業前の預かり保育の実施も必要とされるのか。</p>	<p>子どもの登降園時刻について法案3条1項1号の要件には反映させていないが、認定こども園が保育に欠ける子どもを受け入れる際には、朝の登園時刻の相違に対する対応が当然必要となるものと考えている。</p>
22	<p>幼稚園型の認定要件である「保育に欠ける子どもに対する保育を行うこと」とは、長期休業中も含め保育時間、開所時間はそれぞれ8時間、11時間であることが条件であると考えてよいか。</p>	<p>保育に欠ける子どもの受入れを確保するためには、長期休業中も含めて8時間の保育時間の確保が必要であるが、開所時間は保育所についても地域の実情に応じて定めることとされており、11時間の開所が一律の認定要件となるものではない。</p>
23	<p>幼稚園型は幼稚園設置基準に加えて保育所の最低基準も満たす必要があるのか。</p>	<p>児童福祉施設最低基準の適用は幼稚園にはないが、法案第3条第1項第4号又は第2項第3号の規定による認定基準を満たす必要がある。</p>
24	<p>幼稚園型において「保育に欠ける」判定は誰が行うのか。</p>	<p>保育所のように市町村が就労証明書等を基に判定するものではなく、施設において適宜判断することとなる。長時間利用する子どもは、保育に欠ける子どもであると推定される。</p>

25	認定の有効期間(5年以内)を設定するのは「保育所型」のみか。	貴見のとおり。
----	--------------------------------	---------

(財政措置)

26	幼保連携型の認定こども園を構成する保育所は、満3歳以上の保育に欠ける子どもに幼稚園教育を行った場合に私学助成を受けられるのか。	幼保連携型の認定こども園を構成する私立幼稚園については私学助成の対象となるが、これを構成する保育所については私学助成の対象とはならず、保育所児として受け入れた子どもへの対応は保育所運営費負担金により行うこととなる。
27	学校法人が保育所を、社会福祉法人が幼稚園を設置する場合であっても、幼保連携型の認定こども園となる場合以外は、施設整備費の特例の対象とならないと理解して良いか。	貴見のとおり。
28	「幼稚園型」の0～2歳児の保育に対する財政措置はないのか。	「幼稚園型」における0～2歳児の保育は、幼稚園併設の認可外保育施設における保育事業と整理されるため、国による財政措置の対象とならない。
29	幼稚園型の財政措置は幼稚園の補助制度の活用とされているが、保育所機能に係る部分は私学助成(預かり保育)で対応するということか。	貴見の通り。
30	保育所型が満3歳以上の子どもに幼稚園的な教育を行う場合に私学助成の対象となるのか。	保育所型は幼稚園認可がないため、私学助成の対象とはならない。

(直接契約)

31	認定こども園の認定を受けた保育所の設置者が定める保育料と一般の保育所について市町村が定める保育料の乖離について基準等を定める考えはあるか。	認定こども園の認定を受けた保育所の保育料は市町村でなく施設が定めるが、法律上「保育サービスの提供に要した費用が家計に与える影響を考慮して定める」と規定されている点は、一般の保育所と同様である。この利用者負担の基本的な考え方を踏まえた上で施設に利用料設定の裁量を認めるものであり、この基本的な考え方から外れる不適切な利用料については市町村がその変更を命じることが可能である。
32	認定こども園の認定を受けた保育所に係る市町村の支弁額は、保育費用から当該保育所の定めた保育料額を控除した額となるのか。当該保育所が低い保育料を定めた場合、市町村の支弁額が自動的に増えることにならないか。	認定こども園の認定を受けた保育所に係る市町村の支弁額は、保育費用から当該保育所の定める「保育料に相当する額」を控除した額としている。ただし、この「保育料に相当する額」が、当該保育所が一般の保育所であると仮定した場合に市町村が徴収すると「想定される保育料額」を下回る場合には、保育費用からこの「想定される保育料額」を控除した額とする。このため、施設が保育料を低く設定する場合に、市町村の支弁額が自動的に増える仕組みとはしていない。

33	認定こども園の認定を受けた保育所の利用について、直接契約ではなく、従来どおり市町村が利用児童や利用料を決定することとして良いか。	法律上、認定こども園の認定を受けた保育所の利用については直接契約によることとされており、市町村が利用児童や利用料を決定することはできない。ただし施設が利用児童や利用料を決定する場合に、市町村と意見交換をした上で対応することは妨げられるものではない。
----	--	--

(関係機関の連携)

34	法律案の第11条第2項において、地方公共団体の長と教育委員会の連携協力が規定されているが、具体的にどのような措置を講じる必要があるのか。	都道府県及び市町村において幼児教育・保育に関する利用者向け窓口の一本化、認定こども園の認定申請及び幼稚園・保育所の認可申請の受付窓口の一本化、補助金申請窓口の一本化などの事務の一元的な対応などを想定している。
----	--	--



事務連絡
平成18年6月12日

附属幼稚園を置く各国立大学法人総務課長

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会
幼稚園教育担当課長

各都道府県知事・指定都市・中核市長部局
幼稚園教育担当課長 殿

各都道府県・指定都市・中核市
保育担当課長

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」
に関する担当課長会議の開催について

標記会議を下記により開催しますので、参加について、よろしく御配慮くださいますようお願いいたします。

記

- 日時 平成18年6月28日(水) 10:00～15:00 (予定)
- 場所 国立オリンピック記念青少年総合センター カルチャー棟 小ホール
(別添地図参照)
東京都渋谷区代々木神園町3-1
TEL 03-3467-7201
- 参加者 以下の者のうち希望する者(代理出席も可)
国立大学法人・学部附属幼稚園担当課長・副園長
都道府県・指定都市・中核市教育委員会の幼稚園担当課長
都道府県知事・指定都市・中核市長部局の私立幼稚園担当課長
各都道府県・指定都市・中核市の保育担当課長

各自治体の幼稚園担当者と保育担当者に対する両省の合同説明会となります。
出席者は、会場の都合から、各都道府県については幼稚園担当者2名、保育担当者2名まで、各指定都市及び中核市については幼稚園担当者、保育担当者合計で2名まで、国立大学法人については関係者合計で1名までとさせていただきます。

- 出席登録 平成18年6月16日(金)

別紙様式に参加者を都道府県、指定都市、中核市または国立大学法人ごとになずれかの部局で、とりまとめの上で御記入いただき、文部科学省幼児教育課(youji@mext.go.jp)に登録願います。

(本件照会先)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課 (担当: 屋内 山口)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 (担当: 里平 佐藤)